

労務費に関する基準(案)の概要

- 「労務費に関する基準」は、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目指すものである。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置
- (3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討
 - ①経緯
 - ②労務費に関する基準の位置づけ

第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

- (1) 基本的な考え方
 - ①適正な労務費の水準
 - ②個別の請負契約に当てはめる際の留意点
- (2) 職種分野別の基準値
 - ①基準値の位置づけ
 - ②基準値の定め方
 - ③基準値の決定と改定の手続き

第4章 その他

- (1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの見積りに係る取扱い
- (2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応
- (3) 基準の見直し

第5章 結びに

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

- (1) 実効性確保策の全体像
- (2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組
 - ①基本的な考え方
 - ②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理
 - ③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進
 - ④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化
 - ⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督
- (3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組
 - ①基本的な考え方
 - ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保
 - ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供
 - ④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化
- (4) 公共工事における上乗せの取組

- 第1章では、第三次・担い手3法が成立した背景や、改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置、労務費に関する基準（以下「本基準」という。）の作成及び勧告に係る検討（経緯、位置づけ等）について記載。
- 第2章では、適正な労務費の水準や、本基準を個別の請負契約に当てはめる際の留意点、職種分野別の基準値（基準値の位置づけや定め方、決定と改定の手続き）について記載。

第1章 総論

(1) 背景

(2) 改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置

(3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討

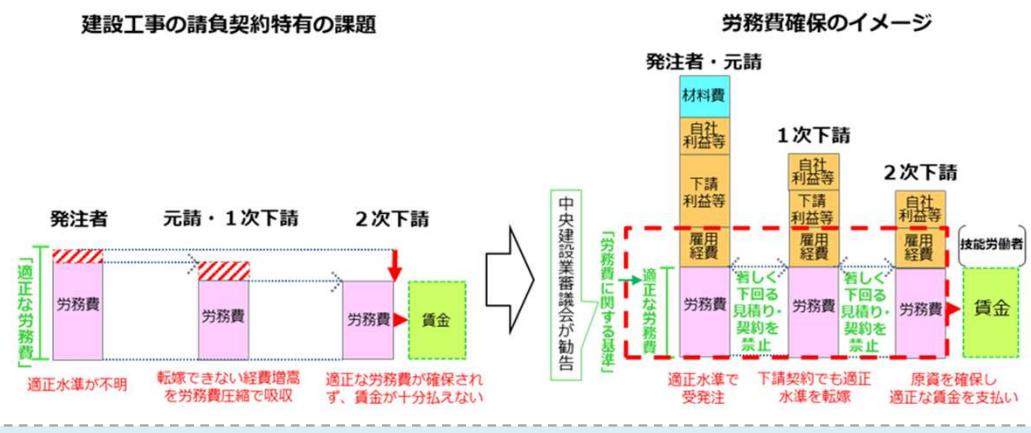
①経緯

②労務費に関する基準の位置づけ

- ・公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「当該建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」の相場観として機能させるとともに、これに連動して、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用できるように、基準を作成。
- ・あわせて、第3章に記載した施策等により、実効性を確保。

【図1】

建設工事の請負契約特有の課題



第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

(1) 基本的な考え方

①適正な労務費の水準

- ・建設業に従事する技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の行き渡り確保により他産業並み以上の水準への処遇改善を実現することを目指す
- ・具体的には、個々の建設工事の請負契約において、建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（適正な労務費）を、「適切な職種の公共工事設計労務単価×施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛」によって導かれる「単位施工量当たりの労務費」に、「施工量」を乗じる式によって計算して得られる値に相当する額とする。

②個別の請負契約に当てはめる際の留意点

- ・労務単価については、工事の施工場所が属する都道府県に適用される公共工事設計労務単価を使用し、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要。
- ・CCUSレベルの高い者等、高い技能を持つ技能者が施工することが必要である場合や、技能者の確保に要するコストが高い場合等においては、受注者が労務単価を割り増して見積り、注文者は、その実態と妥当性を十分に踏まえた上で、双方において誠実かつ適切に価格交渉を行うことが必要。
- ・公共工事設計労務単価には技能者の賃金相当分以外の経費は含まれず、別途、請負契約の中で必要額が別途計上されることが必要。

- 第2章では、適正な労務費の水準や、本基準を個別の請負契約に当てはめる際の留意点、職種分野別の基準値（基準値の位置づけや定め方、決定と改定の手続き）について記載。
- 第3章では、本基準の実効性確保策について記載。

第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

(2) 職種分野別の基準値

① 基準値の位置づけ

- ・実際の価格交渉等において、適正な労務費の確保を円滑に進めるため、一定の要件を満たす職種分野においては、国土交通省において具体的な数値（基準値）を定め、運用。
- ・この場合においてもなお、基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提として算出されるものであり、個別の請負契約においては、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出すべきであることに留意が必要。

② 基準値の定め方

- 基準値は以下の原則を踏まえ、統一様式で示すこととする（右図参照）。
- ・労務単価×歩掛の計算式によって単位施工量当たりの労務費として算出。
 - ・労務単価については、公共工事設計労務単価を適用。
 - ・歩掛については、標準的な条件等における歩掛として、便宜的に、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用。
 - ・基準値は各職種分野における標準的な規格・仕様について作成。
 - ・基準値について、前提となる作業内容・施工条件等に加え、補正の際に留意すべき点も併記。
 - ・上述の点については、当該職種分野に関する専門工事業団体、元請建設業団体及び国土交通省から成る職種別意見交換会において検討、結果を反映。

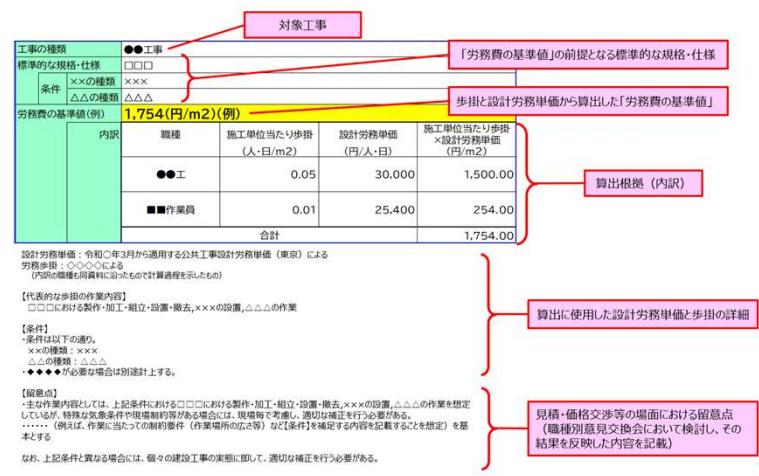
③ 基準値の決定と改定の手続き

- ・上記②の手順に基づく基準値の決定・改定及びその公表については、労務費WGにも必要に応じて報告し、その意見を聴いて、国土交通省において行う。

【図2】「労務費の基準値」の示し方 ※建築工事の原則パターン



【図3】「労務費の基準値」の示し方 ※土木工事の原則パターン



- 第3章では、本基準の実効性確保策について、契約段階において適正な労務費等を確保するための取組、支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組、及び公共工事における上乗せの取組について記載。

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(1) 実効性確保策の全体像

- ・本基準の目的達成を図る上では、契約段階において適正な労務費等を確保するための取組（入口の取組）と、支払段階において下請に対する適正な労務費や技能者に対する適正な賃金等を確保するための取組（出口の取組）、加えて公共工事の特性を踏まえた上乗せの取組が必要不可欠。

(2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組

① 基本的な考え方

- ・下記を目指すことを基本的な考え方とし、これを実現するための施策を講じることが適切。

○受注者が、個別契約に即した労務費を自社の歩掛を基に算出し、それを明示した見積りを作成。注文者は、当該見積りを尊重。

○両当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面で締結。信義に従って誠実にこれを履行。

○適正に賃金・労務費を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。

○建設Gメンが、建設業者から見積り等の提出を受けて調査し、ダンピングによる価格低下か生産性向上による価格低下かを見分けた上で、指導・監督。

② 労務費と併せて確保することが必要な経費の整理

・労務費確保に伴うしわ寄せを防ぐべき必要経費として、これまで、通常必要と認められる原価として適正な確保を求めてきた経費（法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金）を、見積書における内訳明示の対象として位置づけることが適切。

・あわせて、「雇用に伴う必要経費」を含んだ額を参考値として公表することが適切。

③ 労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進

・労務費等を内訳明示した適正な見積書を作成する商慣行が形成されるよう、専門工事業団体において、これまでの法定福利費及び安全衛生経費の確保に向けて作成が進められてきた標準見積書の見直し・作成・利用促進を進めるとともに、国土交通省において、見積書の様式例等を公表するなどといった実効性確保策を講じることが適切。

④ 自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化

- ・技能者を大切にする企業の取組を可視化し、その評価を向上させること等が重要であることを踏まえ、改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けに自主宣言制度を創設することが適切。

⑤ 本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督

- ・適正な労務費の確保に向けた建設Gメンの調査としては、
 - 見積書について、当初版と最終版の差額等を比較した上でその原因者や要因を把握、検証した上で、違法性の疑いを確認
 - この際、違法性の疑いや度合いが高いものと考えられる事業者について重点的に調査を実施といったプロセスを経ることが適切。
- ・このような調査手法の確立に向け、建設Gメンは、法施行後当面の間は、労務費等を内訳明示した見積書の普及等について、重点的に取り組むことが必要。

(3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

① 基本的な考え方

○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと

○CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること

○処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上することをめざし、これを実現するための施策を講じることが適切。

- 第3章では、本基準の実効性確保策について記載。
- 第4章では、本基準を運用する上で考慮すべきその他の事項について記載。
- 第5章では、本基準の目的を果たすために、各主体に期待される役割について記載。

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

②契約当事者によるコミットメント制度を通じた適正な支払い担保

- ・労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（コミットメント制度）を標準請負契約約款に導入するとともに、活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切。

③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

- ・デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切。

④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化

- ・労務費や賃金の支払いに関し悪質な態様が認められる事業者を見える化することにより、優良な事業者が市場で選択される環境を整備することが適切。

(4) 公共工事における上乗せの取組

- ・公共工事においては、賃金の支払等について、品確法等において、公共発注者としても一定の役割を果たすことが求められていることを踏まえ、
- ・入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化
- ・現行のダンピング対策（低入札価格調査等）を強化し、入札金額内訳書の内容を確認する「労務費ダンピング調査」を落札候補者に対して実施
- ・「支払われるべき労務費」と「実際に支払われた労務費」を比較することについて、国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その手法を確立といった取組を推進。

第4章 その他

(1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの見積りに係る取扱い

(2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応

- ・締結された請負契約について、本基準等を踏まえて著しく低い労務費等に該当すると考えられる場合には、発注者、受注者、元請、下請を問わず、既存の「駆け込みホットライン」に適宜相談することが可能。

(3) 基準の見直し

- ・今後、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応じ、その結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切。

第5章 結びに

- ・第三次・担い手3法の施行を契機として、賃金の原資を削った、いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅し、適正な賃金の支払いとその原資の確保を前提とした、技術に基づく健全な競争環境への転換が必要である。このような、本基準の目指す建設業における商慣行を定着させるには、建設工事の取引に関わる全ての当事者がパートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たすとともに、責任ある行動をとるよう求められることを改めて指摘し、本基準の結びとする。